

適正化・見直しの方向性

1. 補助目的・目標を具体的かつ明確にする

補助の目的・目標については、市民の福祉の向上に寄与するか、市民ニーズに対応しているか、市が推進する行政目的に合致しているか、受益が特定に偏らず広く市民に及ぶものを明確に規定する。

2. 社会情勢の変化に対応し、市民ニーズに合致した補助金の制定改廃を行う

社会情勢や時代の変化を捉え、公と民で担う領域を検証し、補助の必要性を判断する。

3. 補助金の性質を踏まえた適切な制度、歳出科目への変更

補助金、助成金など性質に応じて既存の制度を整理する。本来、市が実施すべき事業を補助金制度により実施しているものについては、事業の内容を精査し、委託料としての支出が適切であるものについては、歳出科目の見直しを行う。

4. 事業補助を原則とする

補助は原則として事業補助とする。ただし、行政目的を達成するために公共的な役割を担う団体への補助については、公益性の高さに鑑みて団体運営経費の補助を行う。団体への補助については透明性・公平性を確保するため、事業内容や支出費目、財務状況等を把握し、適切な補助制度の運用を図る。

5. 補助対象経費・補助率の適切な設定

社会通念上、公金での支出が不適切な経費を除外するなど、補助対象となる経費を適切に定める。また補助金分類の再整理に伴い、既存の補助金ごとに適切な補助率であるか再検証を行う。

6. 補助金の効果を常に検証する

補助の目的・目標に対応した成果について効果を検証する。その結果に応じて補助金の継続の是非や、補助内容、金額の見直しを行う。